

**令和3年第4回泉南市議会定例会議案補助資料  
新旧対照表**



## 資料一覧表

(令和3年12月8日提出)

議案		件名	ページ
種類	番号		
議案	5	泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町における広域福祉課の共同設置に関する規約の変更に関する協議について	5
議案	6	泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	7



議案第 5 号補助資料 泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町における広域福祉課の共同設置に関する規約新旧対照表

改正前	改正後
<p>(執務場所) 第 4 条 広域福祉課の執務場所は、<u>大阪府泉佐野市市場東一丁目295番地の3</u>泉佐野市役所内とする。</p>	<p>(執務場所) 第 4 条 広域福祉課の執務場所は、<u>大阪府泉佐野市市場東一丁目 1 番 1 号</u>泉佐野市役所内とする。</p>



議案第6号補助資料 泉南市国民健康保険条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第6章 保険料 (第12条—第49条)</p> <p>第7章 罰則 (第50条—第53条)</p> <p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>404,000円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書の規定に該当する場合は、420,000円を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第14条 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第40条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ・カ (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費</p>	<p>目次</p> <p>第6章 保険料 (第12条—第50条)</p> <p>第7章 罰則 (第51条—第54条)</p> <p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書の規定に該当する場合は、420,000円を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第14条 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第40条及び第42条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ・カ (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及</p>

改正前	改正後
<p>等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）の額並びに算定政令第6条第6項第1号（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまで及びワ（大阪府知事が定めたものに限る。）並びに附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。）、第2号及び第3号に掲げる額を除く。）の額</p>	<p>び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）の額並びに算定政令第6条第6項第1号（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまで及びワ（大阪府知事が定めたものに限る。）並びに附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。）、第2号及び第3号に掲げる額を除く。）の額</p>
<p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）</p> <p>第23条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第40条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</p>	<p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）</p> <p>第23条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第40条及び第42条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。）の額</p>
<p><u>（保険料の減額）</u></p> <p>第40条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p><u>（低所得者の保険料の減額）</u></p> <p>第40条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>（未就学児の被保険者均等割額の減額）</u></p> <p>第42条 <u>当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第17条又は第20条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。</u></p> <p>2 <u>第17条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用す</u></p>



改正前	改正後
	<p>る。この場合において、第17条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条又は第20条」とあるのは「第26条又は第29条」と、前項中「第17条」とあるのは「第26条」と読み替えるものとする。</p> <p>4 当該年度において、第40条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第17条又は第20条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第40条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（同条第2項において準用する第17条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。</p> <p>5 第17条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第17条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</p> <p>6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条又は第20条」とあるのは「第26条又は第29条」と、「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と、「第17条第2項」とあるのは「第26条第2項」と、前項中「第17条」とあるのは「第26条」と読み替えるものとする。</p>
<p>(保険料の額の通知)</p> <p>第42条 (略)</p>	<p>(保険料の額の通知)</p> <p>第43条 (略)</p>
<p>(保険料の督促手数料)</p> <p>第43条 (略)</p>	<p>(保険料の督促手数料)</p> <p>第44条 (略)</p>
<p>(延滞金)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

改正前	改正後
<p>(過誤納金の還付等) 第45条 (略)</p> <p>(徴収猶予) 第46条 (略)</p> <p>(保険料の減免) 第47条 (略) 2・3 (略)</p> <p>(特例対象被保険者等に係る申告) 第48条 (略) 2 (略)</p> <p>(保険料に関する申告) 第49条 (略)</p> <p>第50条 (略)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>第53条 (略) 2 (略)</p> <p>附 則 1～17 (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例) 18 当分の間、<u>第44条</u>第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をい</p>	<p>(過誤納金の還付等) 第46条 (略)</p> <p>(徴収猶予) 第47条 (略)</p> <p>(保険料の減免) 第48条 (略) 2・3 (略)</p> <p>(特例対象被保険者等に係る申告) 第49条 (略) 2 (略)</p> <p>(保険料に関する申告) 第50条 (略)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>第54条 (略) 2 (略)</p> <p>附 則 1～17 (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例) 18 当分の間、<u>第45条</u>第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をい</p>

改正前	改正後
<p>う。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び次項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>19～23 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に係る保険税の減免の特例)</p> <p>24 附則第4項の規定にかかわらず、<u>第47条</u>の規定は、廃止前の泉南市国民健康保険税条例の規定により課した、又は課すべきであった国民健康保険税において、新型コロナウイルス感染症に起因して収入が減少した被保険者等が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が到来する保険税の減免を受けようとする場合について準用する。</p>	<p>う。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び次項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>19～23 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に係る保険税の減免の特例)</p> <p>24 附則第4項の規定にかかわらず、<u>第48条</u>の規定は、廃止前の泉南市国民健康保険税条例の規定により課した、又は課すべきであった国民健康保険税において、新型コロナウイルス感染症に起因して収入が減少した被保険者等が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が到来する保険税の減免を受けようとする場合について準用する。</p>

